

別表 1

(介護老人施設) 特別養護老人ホーム 長生園 《利用料》

寝たきり等、常時介護が必要になり、在宅で介護が困難な高齢者（要介護度1以上の方）が利用され、生活全般の介護サービスを提供します。

併設型ユニット型 利用者:看護・介護職員 = 3:1

(令和4年10月1日改正)

(1) 1日当たりの利用料金 (基準単価)

(単位:円)

区 分	ユニット型個室	
	保険金額	利用料
要介護 1	6,520	652
要介護 2	7,200	720
要介護 3	7,930	793
要介護 4	8,620	862
要介護 5	9,290	929

(2) 加算料金 (1日につき)

区 分	保険金額	利用料
入院外泊加算(1か月に6日を限度)	2,460	246
安全対策体制加算(入所初日に限り)	200	20
初期加算(入居した日から30日以内)	300	30
日常生活継続支援加算Ⅱ ☆	460	46
サービス提供体制強化加算Ⅱ ☆	180	18
看護体制加算Ⅰ 1	40	4
看護体制加算Ⅱ 1	80	8
科学的介護推進体制加算Ⅰ(月単位)	400	40
科学的介護推進体制加算Ⅱ(月単位)	500	50
栄養マネジメント強化加算	110	11
個別機能訓練加算Ⅰ(月単位) ※	120	12
個別機能訓練加算Ⅱ(月単位) ※	200	20
褥瘡マネジメント加算Ⅰ(月単位) ※	30	3
褥瘡マネジメント加算Ⅱ(月単位) ※	130	13
排せつ支援加算Ⅰ(月単位) ※	100	10
排せつ支援加算Ⅱ(月単位) ※	150	15
排せつ支援加算Ⅲ(月単位) ※	200	20
看取り介護加算Ⅰ 1 (死亡日以前31日以上45日以下)	720	72
看取り介護加算Ⅰ 2 (死亡日以前4日以上30日以下)	1,440	144
看取り介護加算Ⅰ 3 (死亡日の前日及び前々日)	6,800	680
看取り介護加算Ⅰ 4 (死亡日当日)	12,800	1,280

(3)介護職員処遇改善加算 I

加算率8.3%として、所定サービス費（利用料）に加算率を乗じた額が加算されます。

(4)介護職員等特定処遇改善加算 I

加算率2.7%として、所定サービス費（利用料）に加算率を乗じた額が加算されます。

(5)介護職員等ベースアップ等支援加算

加算率1.6%として、所定サービス費（利用料）に加算率を乗じた額が加算されます。

(6)滞在費（1日当たり）

光熱水費相当 2,006円

(7)食 費（1日当たり）

食材費・調理費相当 1,445円

- ・利用料については、負担割合証に提示された割合による利用者負担額となります。
- ・2割負担及び3割負担の方につきましては、保険金額に20%又は30%を乗じ算定します。
- ・所得階層に応じて負担限度額が設けられています。
- ・利用者の要望に応じて特別のサービスを提供した場合は、利用者の同意を得て別途に徴収する場合があります。
- ・加算項目の☆については体制により、どちらかを算定します。
- ・加算項目の※については体制が整い次第算定について検討します。